

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務 基礎項目評価書【令和6年9月30日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小樽市は、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

小樽市長

公表日

令和7年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務
②事務の概要	・予防接種法に基づき、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務を行っている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)に令和5年度以前の接種記録の登録及び修正を行う。 ・接種者からの申請に基づき、令和5年度以前の接種記録について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の発行を窓口及び郵送により行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①政令で定めるものについての予防接種の実施に係る事務 ②予防接種による健康被害の救済措置に係る事務 ③接種台帳の記録・保管
③システムの名称	①健康管理システム、②中間サーバー、③統合宛名システム、④ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
新型コロナウイルス予防接種台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)第9条第1項 別表14の項 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報照会> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29の項 <情報提供> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表25、26の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健所 保健総務課
②所属長の役職名	保健総務課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号047-8660 小樽市花園2丁目12番1号 小樽市総務部総務課情報公開担当 電話0134-32-4111 内線421

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号047-8660 小樽市花園2丁目12番1号 小樽市総務部総務課情報公開担当 電話0134-32-4111 内線421
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の留意事項等を遵守している。	

9. 監査		
実施の有無	☒ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分に行っていない <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	I－1②事務の概要	・予防接種法に基づき、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務を行っている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録して管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①政令で定めるものについての予防接種の実施に係る事務 ②予防接種による健康被害の救済措置に係る事務 ③接種台帳の記録・保管 ・ワクチン接種証明書に係る事務 窓口や郵送での書類の受入れ以外のサービス検索・電子申請機能での受領に係る事務	・予防接種法に基づき、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務を行っている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)に令和5年度以前の接種記録の登録及び修正を行う。 ・接種者からの申請に基づき、令和5年度以前の接種記録について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の発行を窓口及び郵送により行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①政令で定めるものについての予防接種の実施に係る事務 ②予防接種による健康被害の救済措置に係る事務 ③接種台帳の記録・保管	事後	令和5年度末で特例臨時接種が終了することに伴う修正
令和6年4月1日	I－1③システムの名称	①健康管理システム、②中間サーバー、③統合宛名システム、④ワクチン接種記録システム(VRS)、⑤サービス検索・電子申請機能	①健康管理システム、②中間サーバー、③統合宛名システム、④ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	令和5年度末で特例臨時接種が終了することに伴う修正
令和6年4月1日	I－3法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)第9条第1項 別表第1の10の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)第9条第1項 別表第1の10の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	令和5年度末で特例臨時接種が終了することに伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	I－5①部署	新型コロナウイルスワクチン接種対策本部	保健所 保健総務課	事後	対策本部廃止のための所管換えによる。
令和6年4月1日	I－5②所属長の役職名	運営班長	保健総務課長	事後	対策本部廃止のための所管換えによる。
令和6年4月1日	II－1いつの時点の計数か	令和3年9月30日時点	令和6年3月1日時点	事後	時点修正による。
令和6年4月1日	II－2いつの時点の計数か	令和3年9月30日時点	令和6年3月1日時点	事後	時点修正による。
令和6年4月1日	IV－4委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[○]委託しない	[十分である]	事後	誤記載の是正
令和6年9月30日	I－3. 個人番号利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」）第9条第1項 別表第1の10の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 ・番号法第19条第6号（委託先への提供）	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」）第9条第1項 別表14の項 ・番号法第19条第6号（委託先への提供）	事後	番号法改正による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月30日	I－4②法令上の根拠	〈情報照会〉 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の16の2、17、18、19の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 〈情報提供〉 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の16の2、16の3の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2	〈情報照会〉 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29の項 〈情報提供〉 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表25、26の項	事後	番号法改正による変更
令和6年9月30日	評価書名	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務 基礎項目評価書	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務 基礎項目評価書【令和6年9月30日終了】	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外